令和元年度第１回坂戸市総合教育会議議事録

会議の名称		令和元年度第１回坂戸市総合教育会議
開 催 日 時		令和元年６月２７日（木）　　開会：午後３時３０分 閉会：午後４時３８分
開 催 場 所		坂戸市役所　第二応接室
出席者	構 成 員	○坂戸市長　石川　清 ○教育委員会 教育長　安齊　敏雄 教育長職務代理者　小川　一信 教育委員　蓼沼　康子 教育委員　松井　正樹 教育委員　毛利　陽子
	事務局等	○会議の事務局（教育委員会） 教育部長　清水　満夫 教育部長　大川　泰弘 次長兼社会教育課長　岡田　全弘 副参与兼図書館長　近藤　猛 教育総務課長　三田　耕治 学校教育課長　中島　大輔 スポーツ推進課長　勝俣　敦 中央公民館長　間々田　征典 城山公民館長　志村　正 教育総務課副課長　加賀谷　順子 社会教育課副課長　渋谷　直樹 教育センター副所長　石田　章浩 教育総務課係長　藤野　陽介 ○市長部局 総合政策部長　楠本　圭司 次長兼企画調整幹（広報広聴課長）　石坂　知巳 政策企画課長　鈴木　貴之
会 議 次 第		１　開会 ２　挨拶 ３　協議事項 (1) 携帯電話の使用についての現状と課題 (2) その他 ４　その他 ５　閉会

傍　聴　者	なし
発言者	発　言　内　容
事務局	ただ今から、令和元年度第１回坂戸市総合教育会議を開会させていただきます。はじめに、石川市長より御挨拶をお願いいたします。
市長	本日は、令和元年度第１回総合教育会議を招集させていただきましたが、お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。 今回は、令和元年度になりましてから第１回目の総合教育会議となります。 本市教育行政の様々な課題を今後も、教育委員会と連携して、教育行政を推進していくため、有効的な会議にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。 本日の会議では、携帯電話の使用についての現状と課題について、ご協議いただきたいと考えております。 教育行政における重要課題でありますので、慎重審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、安齊教育長より御挨拶をお願いいたします。
教育長	坂戸市教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。 本日は、石川市長におかれましては、公務ご多用の折、総合教育会議を開催していただき、誠にありがとうございます。 本日の会議では、携帯電話の使用についての現状と課題について、市長から直接ご意見を賜り、それらを踏まえ教育委員会としても十分協議し、進めてまいりたいと思います。 子ども達を取り巻く教育環境は日々変化をしています。そのような中で、様々な教育課題に柔軟に対応していくには、教育委員会と市長部局関係各課との連携が必要不可欠であると考えています。 私としましても、この総合教育会議を通して、市長と教育委員会との更なる意思疎通を図り、今後の教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、議事に入りたいと存じます。議事進行につきましては、坂戸市総合教育会議設置要領第４条第１項の規定により、石川市長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

市長	それでは、次第に沿って進めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いします。はじめに、次第３協議事項（１）携帯電話の使用についての現状と課題、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	携帯電話の使用についての現状と課題につきまして、御説明を申し上げます。 学校における携帯電話の取り扱いについて、平成２１年１月３０日付、文部科学省通知では、小中学校ともに、学校への持ち込みは原則禁止となっております。その後、平成３１年２月１８日に、大阪府教育庁が、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」素案を発表しました。その内容は、登下校時の災害対策や防犯目的での使用と、その結果による学校への持ち込みについて認めたものです。それを受け、文部科学大臣が、「大阪府の動向を注視しつつ、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化を踏まえて、見直しの検討を進めたい」と述べたと報道がありました。それを踏まえ、本市小中学校の携帯電話等の利用実態や意識等について、調査したものです。 初めに、小中学生への調査結果の概要について説明します。 調査期間は、平成３１年２月６日から平成３１年２月２８日までです。回答数は、小学校４年生から中学校３年生までの計５，１９６人です。 質問①自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。の問いに、小学校では、４年生４８．７％、６年生６３．３％。中学校では、１年生７１．１％、３年生８１．５％が持っていると回答しました。 質問③いつから自分専用の携帯電話、スマートフォンを持っていますか。の問いに、小学校では、小４以前が９８．６％、中学校では、中１からと約３割を超える生徒が回答しました。 質問④⑤⑥、「家庭での携帯電話等の利用のルール」を小中学校とも６割以上で決めています。自由記述をみても、その内訳は、利用時間、利用マナー、課金、インターネットの利用制限など、情報モラルについてがほとんどを占めています。 質問⑥あなたはルールを守っていると思いますか。の問いに、「守っていない」「わからない」と回答している児童生徒が数%います。 質問⑦、⑧のインターネットの利用に関する質問では、ほとんどの児童生徒が利用し、利用時間は小学校で３０分から２時間、中学校で１から３時間の傾向が表れています。また、５時間以上と回答した児

	童生徒がいることがわかります。 　次に、保護者への調査結果について概要を説明します。 　調査期間は、令和元年６月５日から令和元年６月１２日までです。 　調査対象は、同一中学校区の小学校１校、中学校１校を抽出しました。回答数は、小学校４から６年生と中学校２年生の計１７９人です。 　質問①自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。の問いに、小学校では、４から６年生のどの学年も５０％未満、中学校２年生で、６６．３％でした。 　質問③いつから自分専用の携帯電話、スマートフォンを持っていますか。の問いに、小学校では、小４以前、中学校では、中１までにほとんどの児童生徒が所有しています。持たせた目的として、防犯上の理由、兄姉の保有、連絡手段としてあることが、自由記述よりあげられます。 　質問④⑤⑥、「家庭での携帯電話等の利用のルール」を小中学校とも８割以上で決めています。自由記述には、その内訳は、利用時間、利用方法、利用場所、インターネットの利用制限などがあげられています。 　質問⑦⑧より、ほとんどの児童生徒がインターネットを利用し、その時間は、平日で３０分から３時間の範囲で、回答が多くありました。 　質問⑨持たせたことで困っていることがありますか。の自由記述では、他者とのつながり、ルールを守らないことへの心配、ルール・制限の難しさについての記述が多くありました。 　質問⑩文部科学省で学校への携帯・スマホ等の持ち込みについて、検討を始めたことへの回答が、賛成が約２割、反対が約３から４割、どちらともいえないが約４から５割となりました。「賛成」の理由として、世間の流れから避けられない。安全面、連絡手段の必要性からの記述がありました。「反対」の理由として、学校生活では必要がない。友人関係のトラブルの心配に係る記述がありました。「どちらでもない」の理由として、賛成・反対双方の立場からの記述がありました。 　以上、携帯電話の使用についての現状と課題について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
市長	皆さんから、御意見等をお願いします。

松井委員	早い年齢からスマートフォンを持たせている家庭が多いことに驚きました。便利なツールではありますが、家庭の中でルールをつくり、利用することが大切だと考えます。
市長	教員は、生徒のスマートフォンの利用について、どのような使い方をしているのか把握しておく必要があります。スマートフォンの使い方やネット犯罪などの研修会を教員が受けておくことも必要であると考えます。
松井委員	教員や保護者がスマートフォンの使い方やネット犯罪などの研修会に参加することは必要であると考えます。
小川教育長職務代理者	義務教育である小中学校にスマートフォンを持ち込む必要はないと考えます。
市長	教育委員会は、部活動の連絡などで生徒と直接スマートフォンで繋がらないように、教員に対して指導を徹底する必要があります。
学校教育課長	教育委員会として、校長会などを通じて指導を徹底してまいります。
蓼沼委員	スマートフォンについては、各家庭で持たせていることであり、現実的に持っている小中学生が多数います。持っている小中学生に対して、使い方やネット犯罪の事を教えていく必要があるのではないかと思います。
教育長	各家庭においてスマートフォンを持たせているが、使い方やネット犯罪など心配な部分が多くあります。もう一方では、親が見守るためや子どもたちのいじめ相談などの利用でも使われています。良い面と悪い面の両面があることを学校、保護者、教育委員会で認識していかなければならないと考えます。
毛利委員	保護者としては、スマートフォンを学校に持ち込む必要はないと思います。スマートフォンのラインでいじめをしたり、子どもたち同士でトラブルになったりすることがあると聞きます。
市長	スマートフォンは便利であります。しかし、子どもたちがスマートフォンで犯罪やトラブルに巻き込まれないように、大人である私たち

	が、見守りや指導をしていくことが大切であります。
市長	ほかに御意見等はございませんか。 （なしの声） 携帯電話の使用についての現状と課題について御協議いただきましたが、ほかにないようでしたら、以上で終了したいと思いますが、いかがでしょうか。 （異議なしの声）
市長	御協議いただきましてありがとうございました。 今後も本日の協議内容を踏まえ、教育施策を進めていただきますようよろしくお願いします。 （２）その他について、ですが、意見等を含め何かございましたらお願いいたします。 （なしの声）
市長	ないようでしたら、以上で協議を終了します。御協議いただきましてありがとうございました。
事務局	続きまして、次第４、その他についてですが、協議事項以外で御意見等を含め何かございましたら、お願いいたします。 （なし） ないようでしたら、以上をもちまして、令和元年度第１回坂戸市総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。